

令和4（2022）年度第2回 栃木県地域医療対策協議会	資料4
令和4（2022）年12月20日（火）	

栃木県保健医療計画（8期計画） の策定について

栃木県保健福祉部医療政策課
とちぎ地域医療支援センター

栃木県保健医療計画（8期計画）の策定概要

1. 趣旨・目的

- 県民の健康の保持・増進と医療提供体制の確保を図るため、国が定める基本方針に即し、かつ地域の実情に応じて都道府県が作成が策定（医療法第30条の4第1項）

記載事項

- | | | |
|---------|----------------|--------------------------------|
| ①医療圏の設定 | ②基準病床数 | <u>③ 5 疾病 6 事業及び在宅医療に関する事項</u> |
| ④地域医療構想 | <u>⑤医師確保計画</u> | ⑥外来医療計画 |

※ 5 疾病 6 事業・・・

5 疾病：がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患

6 事業：救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療、新興感染症の感染拡大時における医療（8期から追加）

2. 計画期間

- 令和6（2024）年度～令和11（2029）年度（6年間）

3. 策定に係る法的手続

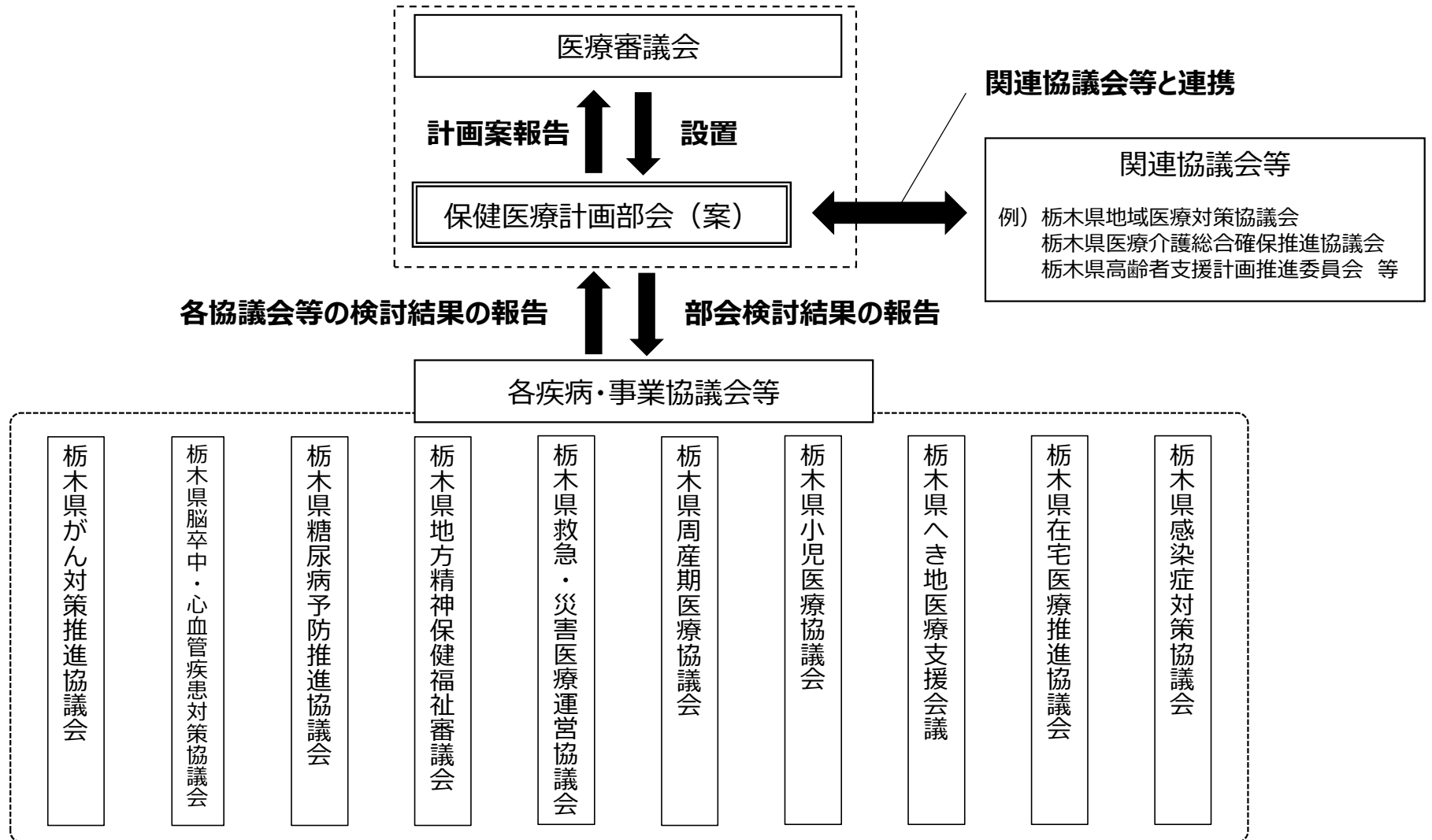
- 医療審議会への諮問・答申（法第30条の4第17項）
- 医師会、歯科医師会、薬剤師会への意見聴取（法第30条の4第16項）
- 市町村、保険者協議会への意見聴取（法第30条の4第17項）
- 国への提出・公示（法第30条の4第17項）

栃木県保健医療計画（8期計画）の検討に当たっての方向性

- 県では、昭和63(1988)年6月に『栃木県保健医療計画（1期計画）』を策定して以来、5年毎に計画の見直しを行いながら、「健康づくりと疾病対策の推進」、「安心して良質な医療の確保」、「食品の安全と生活衛生の確保」を柱とする各種施策に取り組んできた。
- 保健医療計画の目的は、**県民の健康の保持・増進と医療提供体制の確保**
- 現計画（7期計画）のR5年度に終期を迎えるに当たり、今後示される国の医療計画作成指針（R5.3末通知予定）に基づき、**R6-R11年度**を計画期間とする「**栃木県保健医療計画（8期計画）**」をR5年度中に策定する。
- 計画策定に当たっては、地域医療構想、医師確保計画、外来医療計画、医師の働き方改革等との関りも視野に入れ、**県全体あるいは地域ごとに望ましい医療提供のあり方**についても検討が必要
 - ⇒ 特に医師の働き方改革により、地域の医療機関に医師派遣が行われなくなると、地域医療提供体制に大きな支障を来す懸念があるため、**8期計画では全県的あるいは地域に必要な医療従事者の確保に向けた検討や取組が必要**

栃木県保健医療計画（8期計画）の検討体制

8期計画検討体制（イメージ）



- 各疾病・事業協議会において、各分野における課題を整理した上で、8期計画における取組を検討
- また、地域の医療提供体制の状況を確認し、地域で中核的な役割を担う医療機関を整理／検討
⇒ 医療政策上確保に取り組む必要のある診療科／分野の把握や県養成医師の派遣先の優先順位の検討につなげる